

# 身体的拘束等の適正化のための指針

令和5年8月1日

社会福祉法人成仁会

## 1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

#### ① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は、入居者様の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人は、入居者様一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### ② 身体的拘束に該当する具体的な行為

1. 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

### ③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、入居者様・ご家族様への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も入居者様の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

## (2) 基本方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努めます。

### ① 入居者様の理解と基本的なケアの向上により、身体的拘束のリスクを除きます。

入居者様一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

### ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の質の向上に努めます。

施設長・管理者・介護リーダー等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

### ③ 身体的拘束等の適正化のため、入居者様・ご家族様と話し合います。

入居者様とご家族様にとって、より居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

## 2. 身体的拘束等の適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等の適正化のための体制を維持・強化します。

### (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び開催(以下「身体的拘束適正化検討委員会」とする)

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、当施設で身体的拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた入居者様に係る状況の確認を含みます。委員会は二月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

## (2) 委員会の構成員

法人監査室または施設長、介護リーダー職、介護職員、看護職員、生活相談員、事務長

## (3) 委員会の役割および検討項目

- ① 身体的拘束等の適正化のための指針の整備・改訂・周知
- ② 身体的拘束等の適正化のための研修の実施
- ③ 運用マニュアル、チェックリスト、報告様式の作成・周知
- ④ 身体的拘束の必要性の検討(3要件、拘束をしない場合のリスク等)
- ⑤ 身体的拘束発生後の検証(継続、解除、再発防止)

## (4) 記録および周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知します。

## 3. 身体的拘束等の適正化のための研修

身体的拘束等の適正化のため、介護職員、生活相談員その他の従業者について、採用時のほか、

年二回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

#### 4. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施する場合には、身体的拘束の実施状況や入居者様の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体的拘束適正化検討委員会へ報告する。委員会では必要性および拘束解除に向けた検討および助言をおこないます。

#### 5. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

##### (1) 3要件の確認

- ・切迫性(入居者様又は他の入居者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

##### (2) 要件合致の確認

入居者様の態様を踏まえ身体的拘束適正化検討委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして、実施部署にて定期的に再検討し、解除へ向けて取り組み、委員会へ報告する。委員会は報告内容の検討および助言をおこないます。

### (3) 説明と同意

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に入居者様・ご家族様等へ説明し、書面で確認、同意を得ます。

- ① 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ② 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ③ 拘束の時間帯及び時間
- ④ 特記すべき心身の状況
- ⑤ 拘束開始及び解除の予定

## 6. 入居者様等による指針の閲覧について

本指針は、全ての入居者様やご家族様が閲覧できるように、施設への掲示や当法人のホームページへ掲載します。

## 7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をおこなわないサービスを提供していくために、当法人の職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持って取り組みます。

- ① 人員不足を理由に、安易に身体的拘束等を検討していないか。
- ② 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を検討していないか。
- ③ 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ④ 緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を検討しているか。
- ⑤ 身体的拘束を検討する前に、本当に他の方法はないか検証できているか。

以上